

—いざというときの安心を支える—

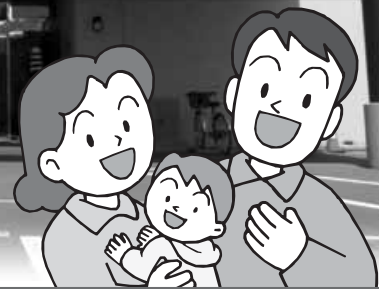
国民健康保険で 健やか生活

歌志内市立病院

病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように国民健康保険（国保）制度があります。

この制度は保険加入者がそれぞれの収入に応じて日ごろからお金を出し合い、また、国も同じ負担をするという「相互扶助」の中で運営されています。

わたしたちの暮らしを守るたいせつな国保を正しく理解し、その健全運営にご協力ください。



問い合わせ

市民生活グループ（☎42～3217）

1 国保に加入する方

職場の健康保険や共済組合に加入している方とその家族、生活保護世帯の方及び後期高齢者医療制度の対象となった方以外は、すべて国保に加入することになっています。

国保では、家族一人ひとりがみな被保険者となり、加入手続きは世帯主が行います。

なお、国保加入者のうち、会社を退職して、年金をもらうことのできる65歳未満の方とその家族は、退職者医療制度が適用されます。

また、75歳（寝たきりなど一定の障害のある方は65歳）になると、後期高齢者医療制度によって医療を受けるため、国民健康保険からは脱退することとなります。

2 市役所への届け出

会社などを退職して国保に加入する場合や家族に異動があったときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

加入の届け出が遅れると、保険証がないためにその間の医療費が全額自己負担となったり、保険税をさかのぼって納めなければならなくなります。

また、やめる届け出が遅れると、保険税を二重に支払うことになったり、国保の資格がないのに診療を受け、医療費を後で返還する必要が生じたりしますので、届け出を忘れないようご注意ください。

こんなときは14日以内に届け出を

■国保に加入するとき

- ▽他市町村から転入してきたとき
- ▽職場の健康保険をやめたとき
- ▽生活保護を受けなくなったとき
- ▽子どもが生まれたとき

■国保をやめるとき

- ▽他市町村へ転出するとき
- ▽職場の健康保険に加入したとき
- ▽生活保護を受けることになったとき
- ▽加入者が死亡したとき

■そのほか

- ▽退職者医療制度の対象となったとき
- ▽保険証をなくしたり汚れて使えなくなつたとき
- ▽子どもが就学のため他市町村に転出するとき

3 保険証

国保に加入すると、一人に1枚ずつ国民健康保険被保険者証が交付されます。


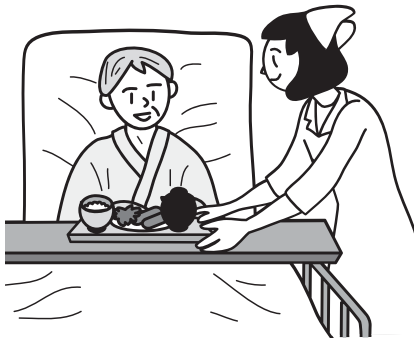

これは、国保の被保険者であるという証明書であり、医療機関などにかかるときに必要となる受診券でもあります。

保険証がカード型になり、持ち運びやすくなりましたが、紛失しやすい心配があるので、保険証カードの管理にはじゅうぶん注意しましょう。

4 国保で受けられる給付

国保の加入者（被保険者）は、次ページの表に掲げる給付が受けられます。

国保で受けられる給付

| <p>療養給付費</p> | <p>病气やけがをしたとき、病院の窓口で保険証を提示するとその医療費の一部を自己負担するだけで、診療や薬、注射の処置などが受けられます。残りの費用は国保が負担します。</p>  | <p>【医療費の自己負担割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者</td> <td rowspan="2">3割</td> </tr> <tr> <td>退職者医療制度(本人・被扶養者)</td> </tr> <tr> <td>6歳未満</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>70歳以上(高齢受給者証を交付)</td> <td>1割(一定以上所得者は3割)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定以上所得者…同一世帯に現役並みの所得がある70歳以上の国保被保険者がいる方。現役並みとは、課税所得が145万円以上の方とその方と同じ世帯の方をいいます。</p> | 区 分 | 負担割合 | 一般被保険者 | 3割 | 退職者医療制度(本人・被扶養者) | 6歳未満 | 2割 | 70歳以上(高齢受給者証を交付) | 1割(一定以上所得者は3割) | | | | | | |
|---------------------------|--|---|-------|------------|---------|------------------------|------------------|---------|-----------|------------------|---------------------------|---------|--|------|-----------|------|----|
| 区 分 | 負担割合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般被保険者 | 3割 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職者医療制度(本人・被扶養者) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6歳未満 | 2割 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 70歳以上(高齢受給者証を交付) | 1割(一定以上所得者は3割) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>入院時食事療養費</p> | <p>入院中の食事代は、加入者がその一部を負担し、残りを国保が負担します。なお、市民税非課税世帯の方は、市役所への申請により食事代が減額されます。</p> <p>【入院時の食事代の標準負担額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(下記以外の方)</td> <td>1食 260円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税非課税世帯(65歳以上の方は低所得Ⅱ)</td> <td>90日以内の入院</td> <td>1食 210円</td> </tr> <tr> <td>90日を超える入院</td> <td>1食 160円</td> </tr> <tr> <td>所得が一定基準に満たない65歳以上の方(低所得Ⅰ)</td> <td>1食 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低所得Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の場合。 ※低所得Ⅰ…世帯全員が市民税非課税で世帯員の各所得が必要経費や控除を差し引いた時に0円となる場合。</p> | 区 分 | 一部負担金 | 一般(下記以外の方) | 1食 260円 | 市民税非課税世帯(65歳以上の方は低所得Ⅱ) | 90日以内の入院 | 1食 210円 | 90日を超える入院 | 1食 160円 | 所得が一定基準に満たない65歳以上の方(低所得Ⅰ) | 1食 100円 |  | | | | |
| 区 分 | 一部負担金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般(下記以外の方) | 1食 260円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民税非課税世帯(65歳以上の方は低所得Ⅱ) | 90日以内の入院 | 1食 210円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 90日を超える入院 | 1食 160円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得が一定基準に満たない65歳以上の方(低所得Ⅰ) | 1食 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>療養病床に入院時の食費・居住費</p> | <p>療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費の一部を負担し、残りを国保が負担します。</p> | <p>【食費・居住費の標準負担額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>食費(1食)</th> <th>居住費(1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(下記以外の方)</td> <td>460円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>210円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>130円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>老齢福祉年金受給者</td> <td>100円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 食費(1食) | 居住費(1日) | 一般(下記以外の方) | 460円 | 320円 | 低所得者Ⅱ | 210円 | 320円 | 低所得者Ⅰ | 130円 | 320円 | 老齢福祉年金受給者 | 100円 | 0円 |
| 区 分 | 食費(1食) | 居住費(1日) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般(下記以外の方) | 460円 | 320円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低所得者Ⅱ | 210円 | 320円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低所得者Ⅰ | 130円 | 320円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 老齢福祉年金受給者 | 100円 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>葬 祭 費</p> | <p>加入者が死亡したとき、葬儀を行った方に1万円を支給します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>出産育児一時金</p> | <p>加入者が出産したとき(4か月以上の死産・流産を含む)に、35万円を支給します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>療養費及び移送費</p> | <p>次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、保険を適用した金額の7割(6歳未満は8割、70歳以上は9割)の払い戻しを受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶緊急やむを得ない理由で、保険証を持たずに受診したとき。 ▶医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具を購入したとき。 ▶重病人の入院や転院などの移送のため費用がかかった場合、申請して国保が必要と認めたとき。 ▶海外の病院で診療を受けたとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>訪問介護療養費</p> | <p>医師が必要と認めた場合、費用の一部を利用料として支払うだけで訪問看護ステーションなどを利用でき、残りの費用は国保が負担します。</p>  | | | | | | | | | | | | | | | | |

■高額療養費の1か月の自己負担限度額表

| 区分 | 限度額 | 3回目まで | 多数該当の場合 (4回目以降) |
|----------------|---|---------|--------------------|
| 上位所得者 | 150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。) | 83,400円 | |
| 一般 | 80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。) | 44,400円 | |
| 市民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 | |
| 特定疾病 | 10,000円 (上位所得者は20,000円) | | |
| 70歳以上 75歳未満 | 次ページの後期高齢者医療制度と同じ | | |

※上位所得者…世帯全員の所得合計額が600万円を超える世帯に属する方。

※一般…市民税を課税されている世帯でその所得が上位所得者に満たない方。

※市民税非課税世帯…世帯全員が市民税非課税の方。

※特定疾病…特定疾病療養受療証の交付を受けて支払った、人工透析、血友病等の長期疾病にかかる医療費。

5 高額療養費

医療費の自己負担額が高額になったとき、一定額を超えると、その超えた分は高額療養費として国保から支給されます。

①自己負担限度額

加入者が同じ月内に、同じ病院に支払った医療費が左表に掲げる限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた分が支給されます。

ただし、同じ病院でも入院と通院は合算できません。また、食事代の自己負担は対象となりません。

②世帯合算

同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上医療費を支払った方が複数いた場合、合算した額が80,100円(市民税非課税世帯は35,400円)を超えた分が申請により支給されます。

ただし、医療費が267,000円を超えると、超過額の1%が追加負担となります。

③多数該当世帯

同じ世帯で、その月を含めた12か月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるときは、4回目からは左上の表に掲げる限度額を超えた場合、その超えた分が申請により支給されます。

る限度額を超えた場合、その超えた分が申請により支給されます。

ただし、同じ病院内でも歯科は別計算になります。また、総合病院の各診療科はそれぞれの病院として扱われますが、入院している場合は同一診療となる場合もあります。

6 退職者医療制度

国保に加入している65歳未満の方で、次の要件に該当する方は、退職者医療制度による医療を受けることになります。

■対象となる方

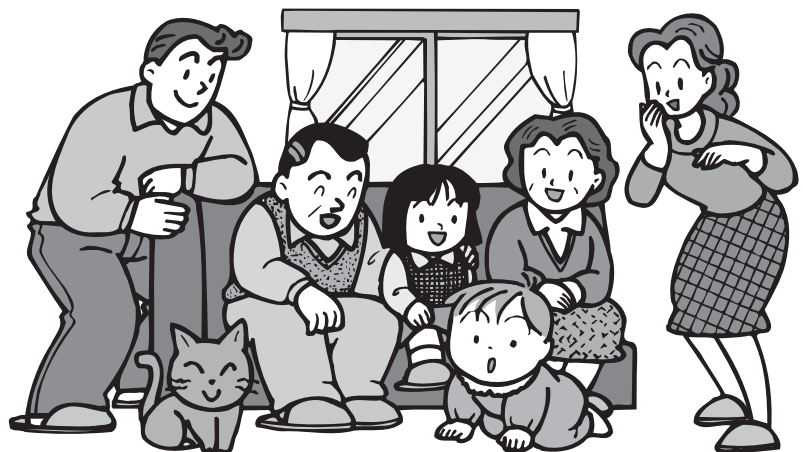
- ①本人の場合：厚生年金や共済組合などの被用者年金に加入した期間が合算して20年以上(または40歳以降10年以上)あり、老齢厚生(退職共済)年金を受けている方。
- ②被扶養者の場合：退職本人の配偶者か三親等以内の親族で、主として同じ世帯の退職者本人によって生計が維持されており、年間収入が130万円(60歳以上は180万円)未満の方。

■加入手続き

退職被保険者の本人に該当する方は、厚生年金証書(退職共済年金証書)、国民健康保険証、印鑑を持参して、市役所で手続きをし、「国民健康保険退職被保険者証」の交付を受けてください。

■自己負担割合

3割の自己負担で医療費、薬、注射などの処置が受けられ、残りの7割は国保が負担します。



保険税の納付にご協力を

国保の運営財源は、加入者の皆さんが支払う保険税と国などからの負担金、そして市の繰入金などです。

保険税は、皆さんの健康を守る国保のたいせつな財源ですので、納期内の納付にご協力ください。